

2021年度 法科大学院

第2期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

XとYは、昭和41年8月、約定書と題する書面により基本契約を締結した。基本契約には、Xが「保証契約に違反したとき」は、YはXに対する保証債務の履行につき、その全部又は一部の責めを免れるものとする旨が定められていたが（以下、この定めを「本件免責条項」という。）、保証契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合の取扱いについての定めは置かれていなかった。

政府は、平成19年6月、企業において暴力団を始めとする反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断することを基本原則とする「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「本件指針」という。）を策定した。これを受けて、金融庁は、平成20年3月、「主要行等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、また、同庁及び中小企業庁は、同年6月、「信用保証協会向けの総合的な監督指針」を策定し、本件指針と同旨の反社会的勢力との関係遮断に関する金融機関及び信用保証協会に対する監督の指針を示した。

Xは、C社から、運転資金の融資の申込みを受け、審査した結果、これを適当と認め、平成20年7月、Yに対してその信用保証を依頼した。C社とYは、同月、保証委託契約を締結した。

Xは、平成20年7月、C社との間で金銭消費貸借契約を締結し、3000万円の貸付け（以下「本件貸付け」という。）をした。Yは、同月、Xとの間で、本件貸付けに基づくC社の債務を連帯して保証する旨の契約（以下「本件保証契約」という。）を締結した。本件保証契約においても、契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合の取扱いについての定めは置かれていなかった。

警視庁は、平成22年12月、国土交通省関東地方整備局等に対し、C社について、暴力団員であるDが同社の代表取締役を務めてその経営を実質的に支配している会社であるとして、公共工事の指名業者から排除するよう求めた。これを受けて、国土交通省関東地方整備局は、同月、C社に対し、公共工事について指名を行わないことを通知した。

C社は、平成23年3月、本件貸付けについて期限の利益を喪失した。Xは、Yに対し、本件保証契約に基づき保証債務の履行を請求した。

上記のXの請求が認められるか否かについて、これに対するYの反論にふれながら、検討しなさい。なお、上記年月日にかかわらず、現行法下において認められるか否かを検討しなさい。